

美 祢 市 地 域 福 祉 計 画
美 祢 市 地 域 福 祉 活 動 計 画

平成28年 9月

美祢市・美祢市社会福祉協議会

ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化が急速に進行し、価値観や生活スタイルの多様化に伴う個人主義の広がりにより、地域での住民相互の社会的つながりが希薄化し、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応や障害のある人の自立支援など求められる福祉ニーズも複雑・多様化しています。



本市においても同じような状況にあり、多様で複雑になる福祉ニーズへの対応は、これまでの公的サービスのみでは難しい状況にあります。

これからの福祉のまちづくりにおいては、行政はもとより、地域社会を構成する市民一人ひとり、地域の近隣住民、各種団体、企業などが共に考え取り組み、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人々が尊厳を持ち、それぞれの役割を果たしながら地域社会を築いていくことが求められています。

こうした背景のもと、本市では高齢者まで誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って日常生活を営み、安心して自立した生活ができるまちづくりを目指し、平成28年度から平成31年度までの4年間を計画期間とし、「共に支えあい、共に生きる福祉のまちづくり」を基本理念に3つの基本目標を設定し「美祢市地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、地域福祉推進の中心となる社会福祉法人美祢市社会福祉協議会が策定する「美祢市地域福祉活動計画」を一体として策定することにより、地域住民が地域福祉活動に主体的にかかわる新たな支え合いのしくみづくりを力強く推進し、より実効性のある計画にしています。

本計画における各種施策の展開は、福祉分野だけの効果にとどまらず、市全体の活性化とすべての市民の幸せにつながっていくものと確信しております。

今後は、本計画の基本理念に基づき、地域住民の皆様や関係団体等の方々と協働で地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました美祢市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、住民ふくし座談会等にご協力いただきました市民の皆様並びに関係団体の方々に、心から感謝申し上げます。

平成28年 9月

美祢市長 西 岡 晃

ごあいさつ

近年地域福祉を取り巻く環境は、少子化に伴う人口減少、超高齢化や核家族化、社会情勢の変化にともなって、地域での連帯感も希薄になってきています。

美祢市においても例外ではなく、これまでの福祉制度だけでは、対応困難な状況が顕著化し、高齢者の孤独死、ひきこもり、児童虐待等新たな社会問題が発生し、地域の福祉ニーズも複雑・多様化しています。

このような福祉課題に対応するには、地域福祉を進め環境整備を担う美祢市と、地域福祉を実行推進する美祢市社会福祉協議会との施策や事業を協働、分担することが効果的との考えから、美祢市の「地域福祉計画」と美祢市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。

このことにより、美祢市の地域福祉について、美祢市と美祢市社会福祉協議会が共通の理念・目標のもとでそれぞれの役割を明らかにするとともに、行政の施策と社会福祉協議会の活動計画が同じ方向を向いて、地域福祉を推進していくための大きな一歩を踏み出し、より身近な地域における地域福祉活動を重層的かつ総合的に推進できるようになりました。

今後、計画を実行性のあるものにしていくためには、市民の皆様、美祢市、美祢市社会福祉協議会が計画を共有し、実行していくことが重要となります。

市民の皆様はもとより地域福祉に関わる関係団体と連携・協働のもとに、計画を進めてまいりたいと考えていますので実現に向け、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、計画策定にあたり、貴重なご意見・ご支援を賜りました策定委員の皆様方をはじめ、住民ふくし座談会やパブリックコメント等にご協力を賜りました市民の皆様、福祉関係団体や各関係機関の皆様に衷心より厚くお礼申し上げます。

平成28年 9月

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会

会長 弘 利 眞 勝



ごあいさつ

この度「美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画」が策定されました。美祢市と美祢市社会福祉協議会が連携・協働し、美祢市においてよりよい地域福祉を実現するため一体的に策定した初めての計画になります。



計画策定にあたっては、策定のプロセスにおいて出来るだけ多くの市民に関わってもらい、市民からの意見を反映出来るようにしました。そのため、平成27年7月から12月にかけて市内27ヵ所において463名の住民の参加をえて「住民ふくし座談会」を開催しました。住民座談会は、各地域の特性を踏まえた地域福祉の推進を進めるための意見や考えをとりまとめ活用するだけでなく、市民の地域福祉への関心を高めるための良い機会でもありました。

本計画においては、今後少子高齢化や過疎化がさらに進むことが予測されている地域社会において、理念として「住み慣れた地域でその人らしく安心して生活できる地域社会の実現をめざして」を掲げ、3つの基本目標（①安心して生活できるまちづくり、②地域のつながりづくり、③地域で活動するひとづくり）のもとに、11の活動目標を設定し、施策として自助、共助、公助の観点から具体的な取り組みをまとめています。

美祢市における本計画の特徴として、新たな取り組みの推進と既存の取り組みのさらなる強化・発展を美祢市の地域特性にあわせて策定していることがあります。例えば、美祢市は山口県で初めてコミュニティソーシャルワーカーを3ヵ所の地域福祉センターに配置し、相談体制の充実を図っています。また、高齢化や過疎化による地域課題に対応するため、デマンド型のミニバスの運行や運転ボランティア活動など生活交通手段のさらなる充実や、住民同士が互いに助け合う仕組みとして仮称「小地域実行グループ」の組織化などを行いさらなる地域福祉活動の推進を目指しています。

計画は策定することも大切ですが、計画の推進もまた重要になります。本計画をもとに、美祢市の地域住民の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域福祉の推進と発展ができるようご期待しています。

平成28年 9月

美祢市地域福祉計画
美祢市地域福祉活動計画策定委員会

会長 長谷川 真 司

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	5

第2章 美祢市の地域福祉を取り巻く現状

1. 各種統計データから見る美祢市	8
2. 「住民ふくし座談会」開催状況	15

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	18
2. 計画の基本目標	18
3. 施策の体系	19

第4章 地域福祉を進めるために

基本目標① 安心して生活できるまちづくり	22
基本目標② 地域のつながりづくり	34
基本目標③ 地域で活動するひとづくり	43

第5章 計画の推進

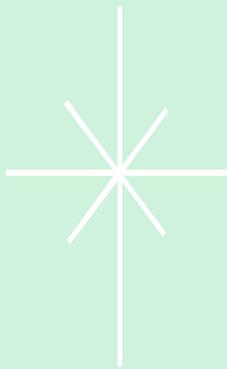
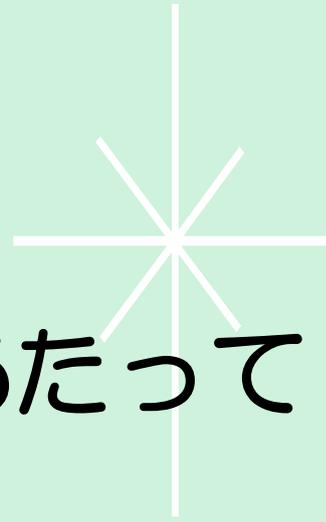
1. 計画の推進体制	50
2. 計画の公表	50

資料編

1. 計画策定経緯	52
2. 美祢市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱	53
3. 社会福祉法人美祢市社会福祉協議会 美祢市地域福祉活動計画策定委員会設置規程	54
4. 美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	56
5. 住民ふくし座談会結果概要	57

第1章

計画の策定にあたって



1. 計画策定の趣旨

近年わが国では、人口減少時代を迎え、少子・高齢化に伴う核家族化が進み、人々の生活様式の変化や価値観の多様化などにより、従来地域社会がもっていた近所づきあいや助け合い（相互扶助）の機能が弱体化し、次第に失われつつあります。

このような社会環境の変化は、地震や風水害といった自然災害時における地域の対応力や地域の福祉力の低下を招き、人々の不安感や孤独感、心理的ストレスが増すひとつの原因となっています。そしてこのことが、弱者に対する虐待やひきこもり、子どもを巻き込んだ犯罪の顕在化などの社会的課題も生んでいます。

また一方で、行財政改革や地方分権の推進など地方自治体を取り巻く環境も大きく変化しています。行政サービスの見直しや、住民による地域計画への参加の必要性など、市民と行政がそれぞれに果たすべき役割についても新たな視点による取り組みが求められています。

そうした日常の生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、わたしたちは、共に手を取り合って安心して暮らせるまちを創りあげていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、美祢市では、老若男女、障害の有る無しに関わらず、すべての人が互に尊重し認め合い、支え合うまちの実現を目指し、取り組みを進めています。また、社会福祉協議会では、市内全域にわたる中山間地域に点在する集落の活動を支援する取り組みを強化し、支え合いのまちづくり活動に取り組んでいます。

このことから美祢市と美祢市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を市全体で効果的に取り組んでいくため、協力連携して、美祢市地域福祉計画と美祢市地域福祉活動計画を一体的に策定することとしています。

2. 計画の位置づけ

(1) 美祢市地域福祉計画について

社会福祉法[※]第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、この計画は、「第一次美祢市総合計画」を踏まえ、地域福祉の実現のため福祉サービスの総合化を図ることを目的とした部門計画です。

そして、総合計画の保健・福祉分野の個別計画として、「美祢市障害者計画」、「美祢市障害福祉計画」、「子ども子育て支援事業計画（美祢市次世代育成支援行動計画）」、「美祢市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」等を策定しています。

この計画は、これら個別計画の連携と横断的な対応を図り、地域社会において、効果的に施策を展開するための役割を担っています。

※ **社会福祉法** 社会福祉を目的とする事業に関する全分野の共通的な基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 美祢市地域福祉活動計画について

「すべての住民」・「地域で福祉活動を行なう者」・「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とし、美祢市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画です。

地域における課題や地域福祉の理念などを共有し、活動の密接な連携を確保します。

社会福祉法より抜粋

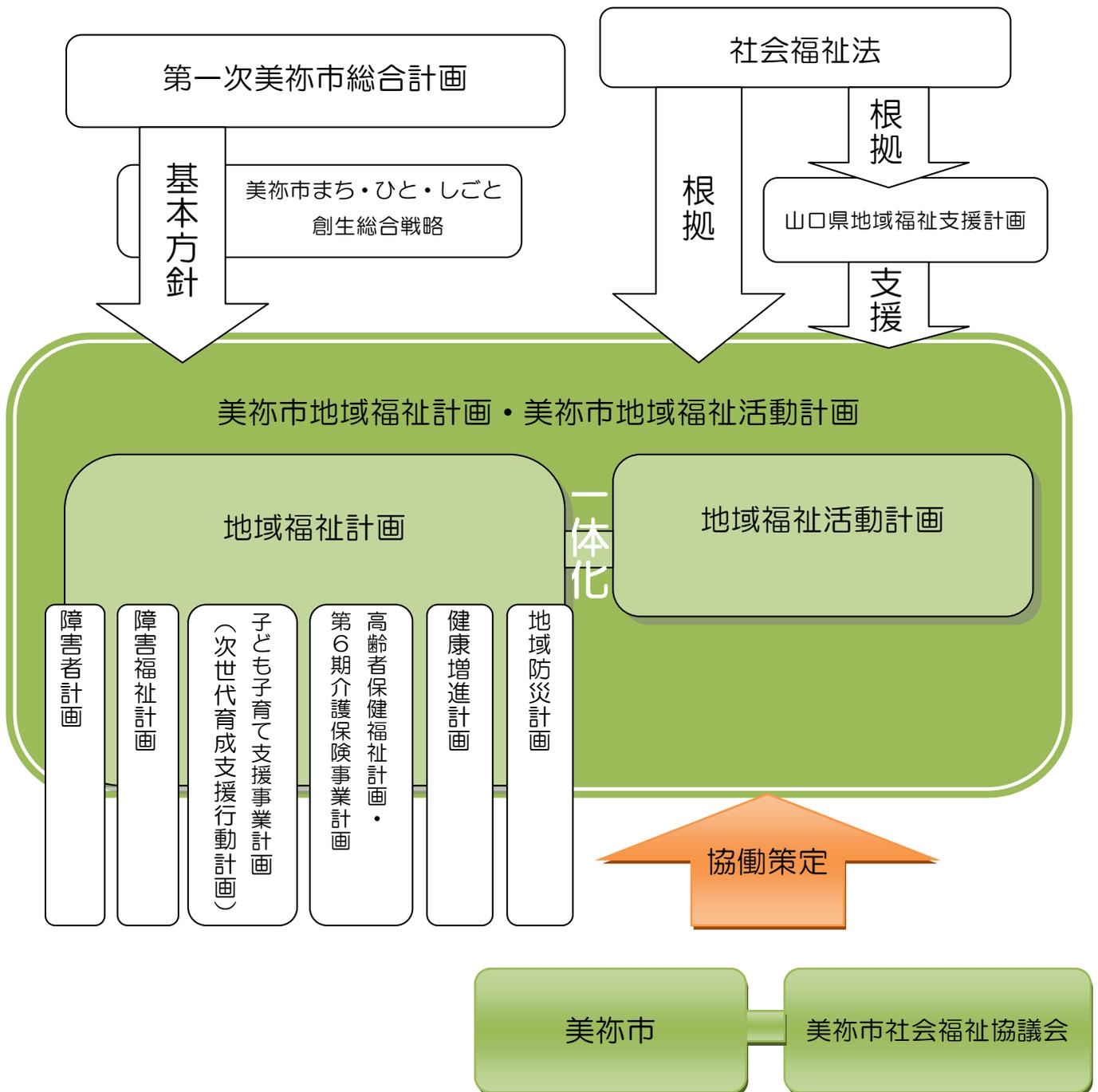
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 両計画の関係について

地域福祉を推進するための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するために民間の活動や行動の方向性を定める「地域福祉活動計画」は、自動車で例えると両輪の役割となります。両計画を一体となって策定することにより、行政や住民、ボランティアや福祉活動団体、福祉事業者などの役割を明確にすることで、地域福祉向上の効果を期待できると考えています。



3. 計画の期間

両計画の期間は、平成28年度から平成31年度までの4カ年とします。

ただし、国や県をはじめ社会情勢の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるために、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画名	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
総合計画	前期	第一次 後期基本計画					
地域福祉計画			一体計画				
地域福祉活動計画							
障害者計画							
障害福祉計画	3期	4期					
子ども子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)							
高齢者福祉計画 介護保険事業計画		6期					
健康増進計画			第二次				
地域防災計画							

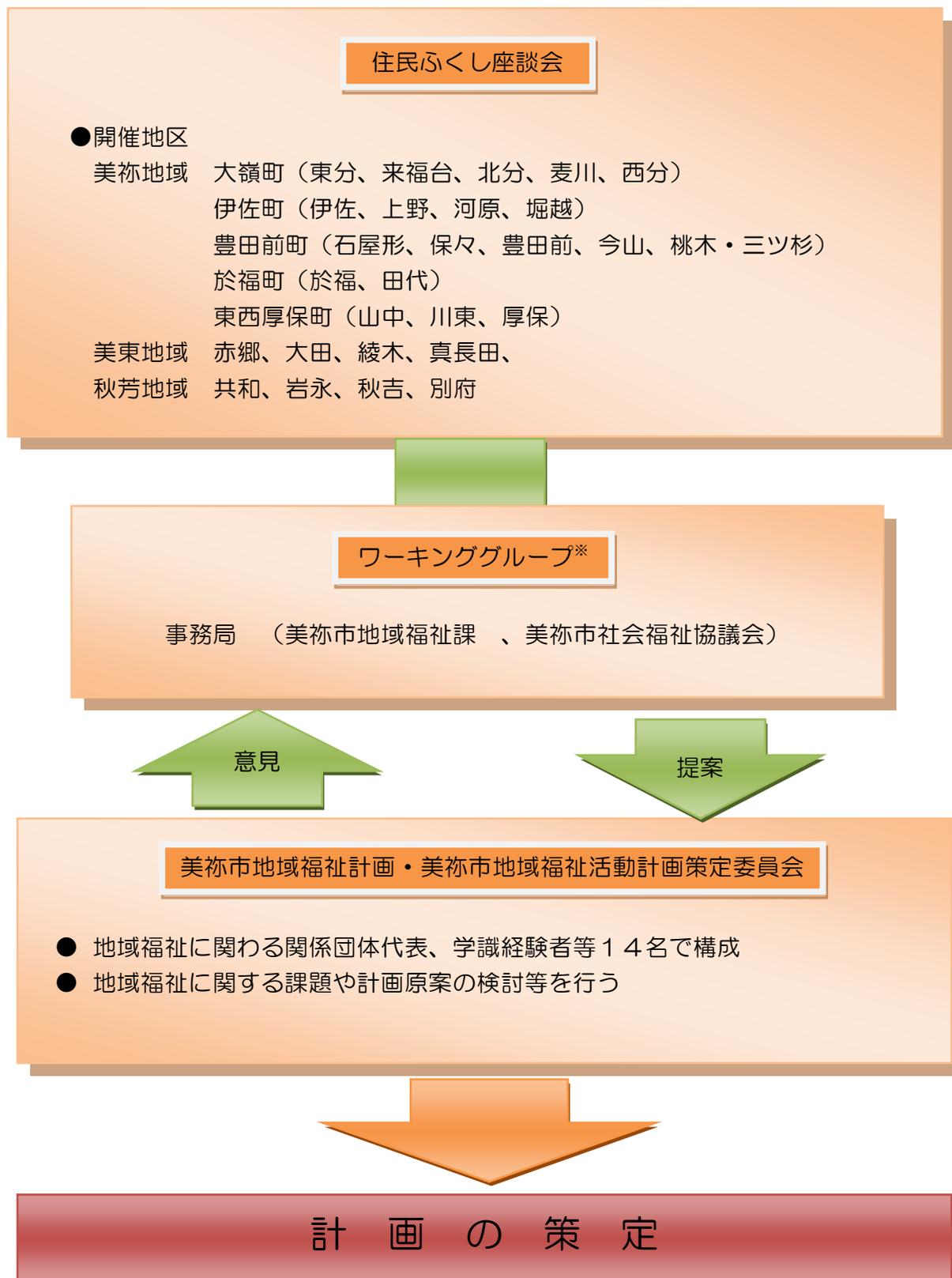
4. 計画の策定体制

両計画の策定にあたり、市民の意見を反映させるために市内27カ所において、「住民ふくし座談会」を開催しました。

会場や参加を呼びかける地域の範囲の設定については、地域性や参加の利便性などに配慮するため、地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会、商工会、地区振興会、PTAなどの地域の団体と協議しました。

また、市民で構成される美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会を設置しました。

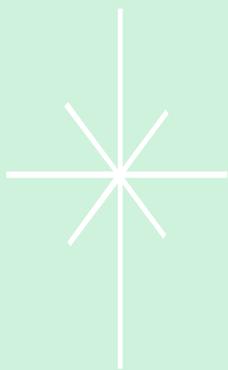
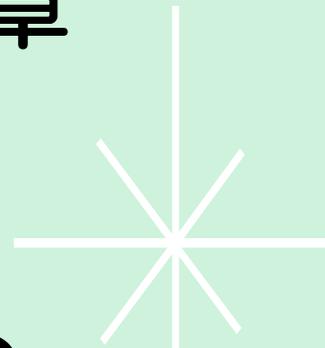
<策定体制>



※ ワーキンググループ 作業部会。特定の問題の調査や計画の推進のため設けられた部会。

第 2 章

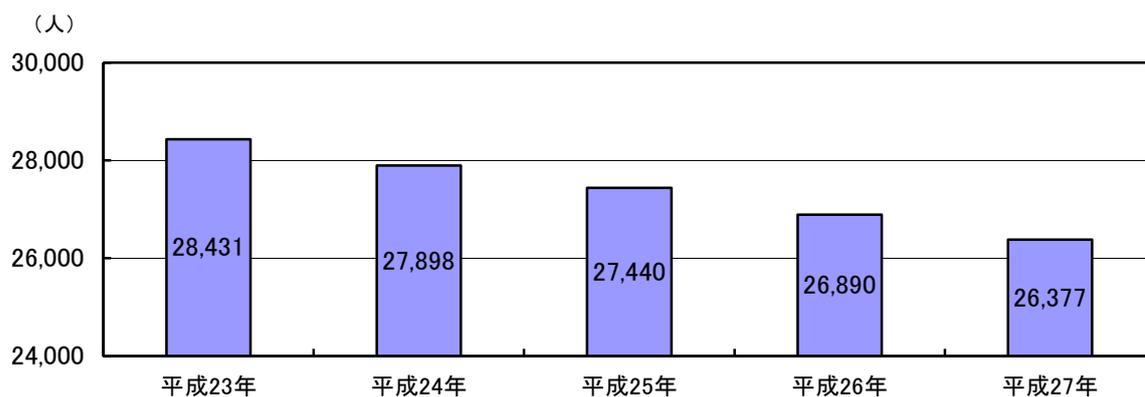
美祢市の 地域福祉を取り巻く現状



1. 各種統計データから見る美祢市

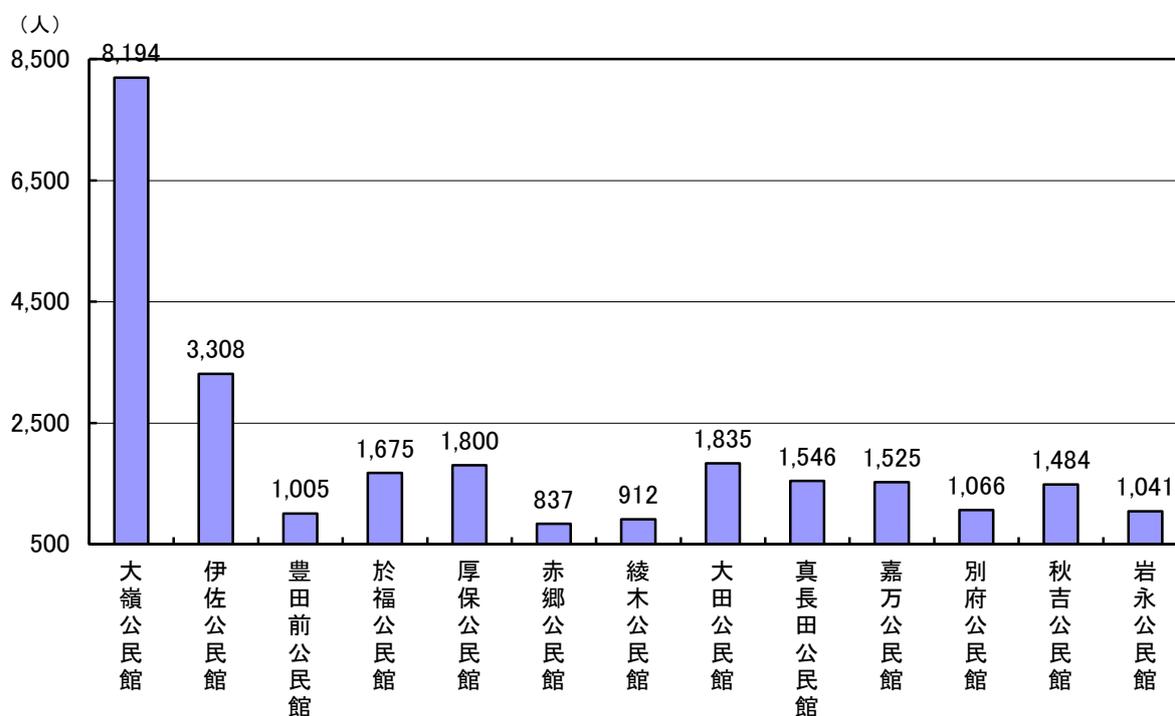
(1) 人口・世帯の状況

① 総人口



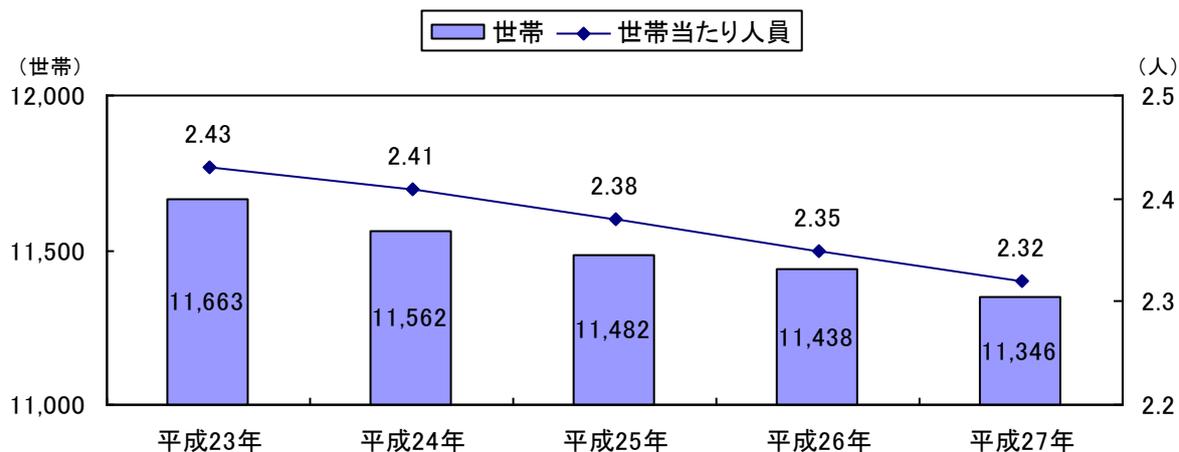
【資料：住民基本台帳】（各年3月31日現在）

② 公民館別人口



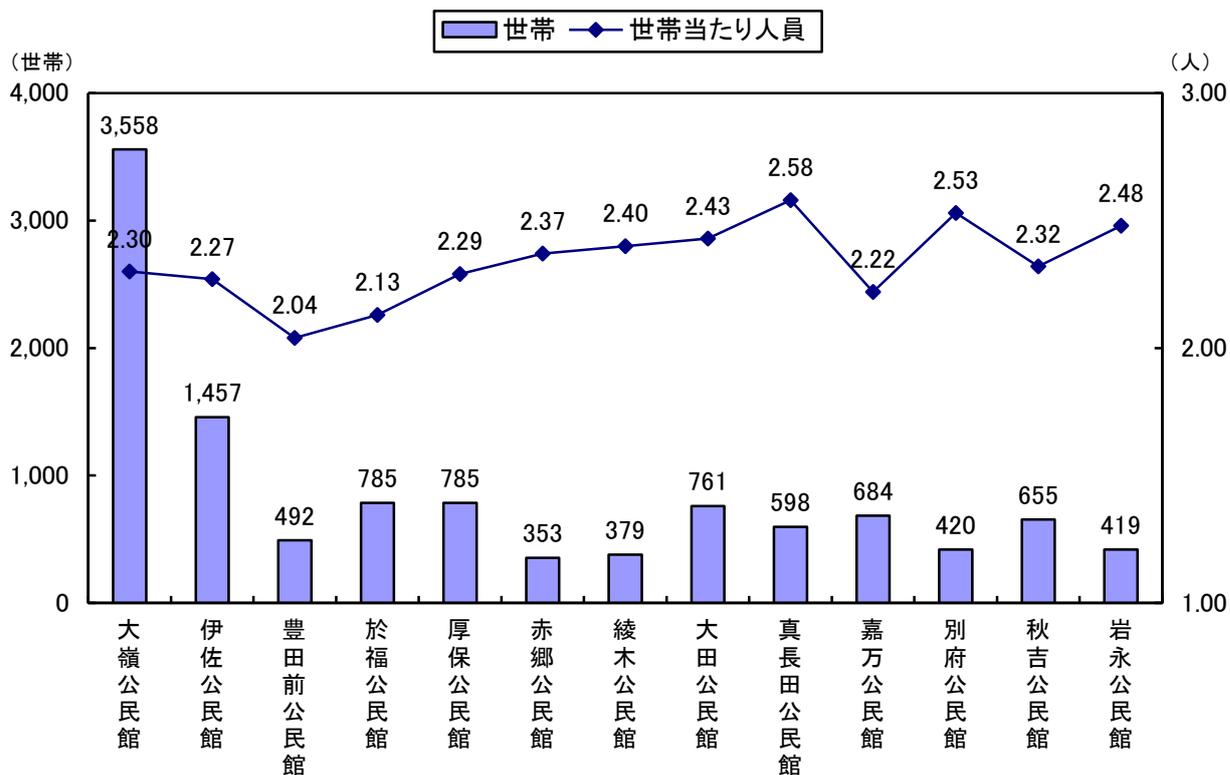
【資料：住民基本台帳】（平成27年3月31日現在）

③ 総世帯数



【資料：住民基本台帳】（各年3月31日現在）

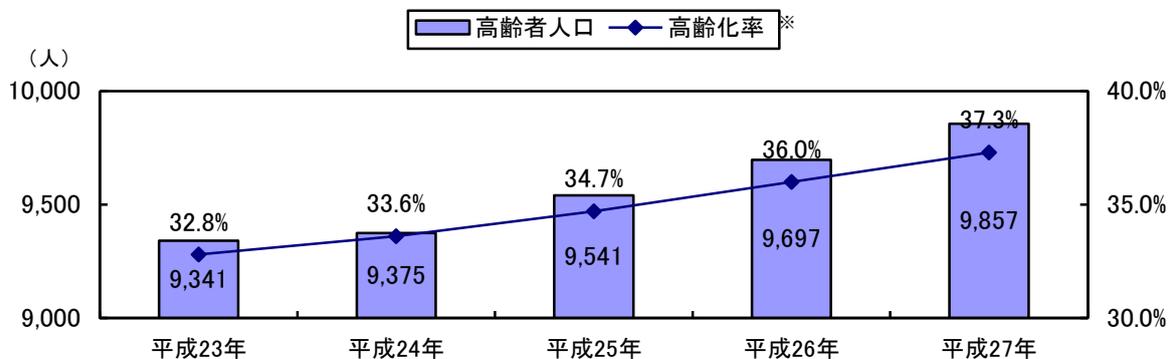
④ 公民館別世帯数



【資料：住民基本台帳】（平成27年3月31日現在）

(2) 高齢者の状況

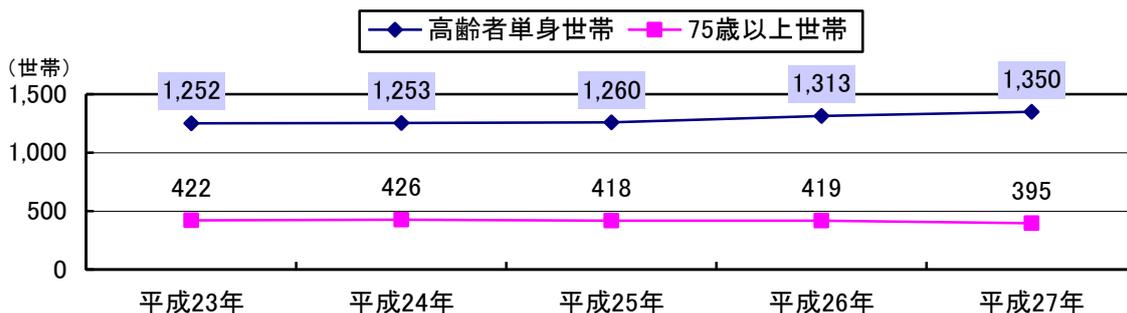
① 高齢者人口



※ 高齢化率 全人口に占める65歳以上の人の割合。

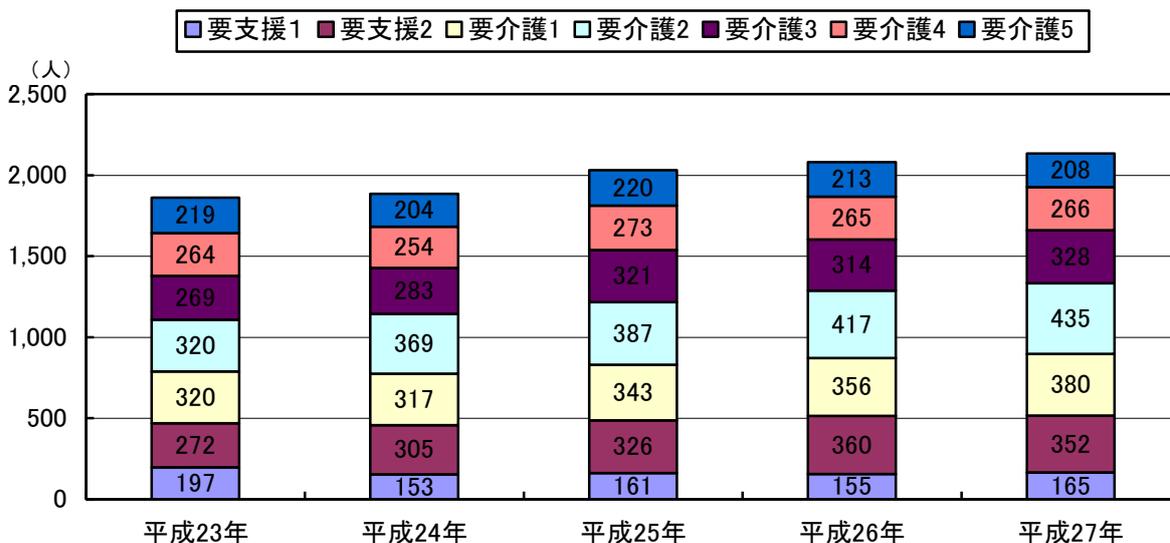
【資料：住民基本台帳】（各年3月31日現在）

② 高齢者世帯数



【資料：高齢福祉課】（各年5月1日現在）

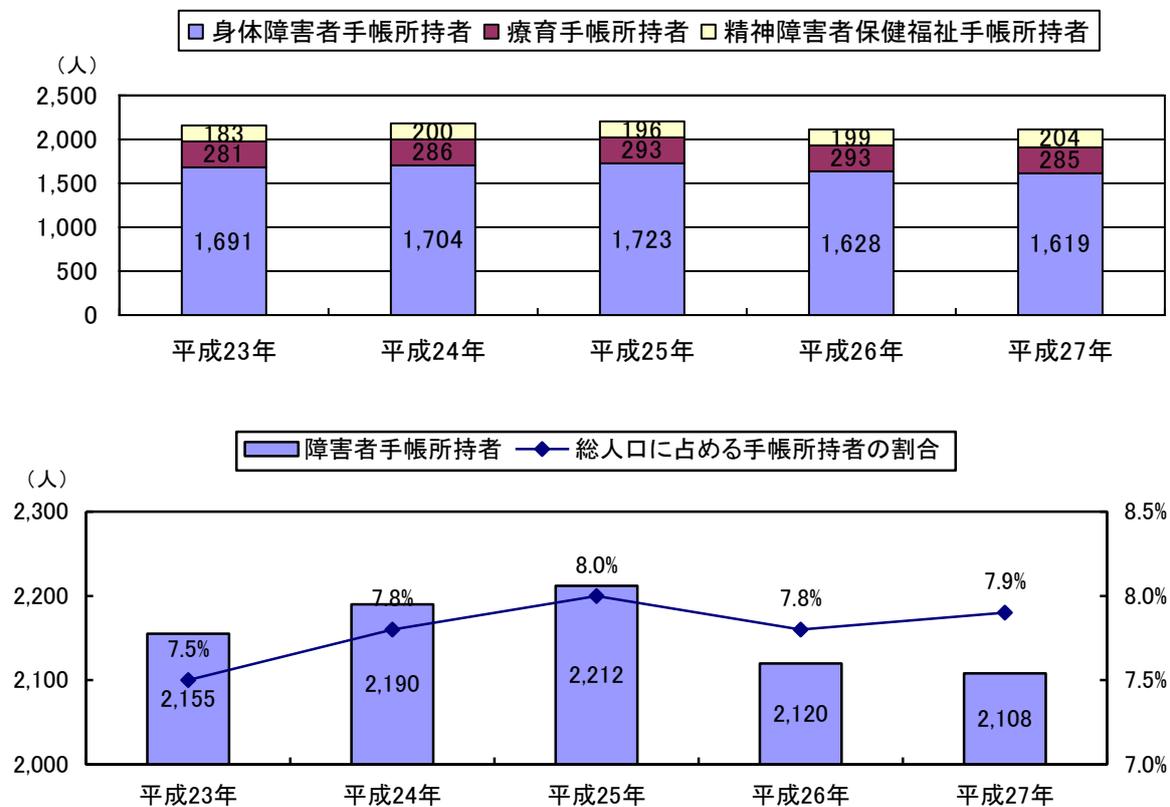
③ 要介護認定者



【資料：行政報告例】（各年3月31日現在）

(3) 障害のある人の状況

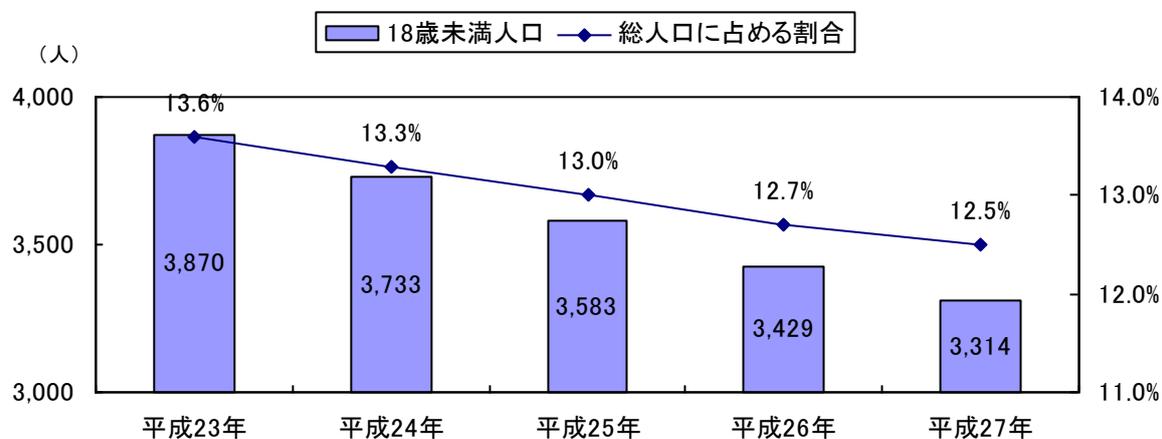
① 障害者手帳所持者



【資料：行政報告例】（各年3月31日現在）

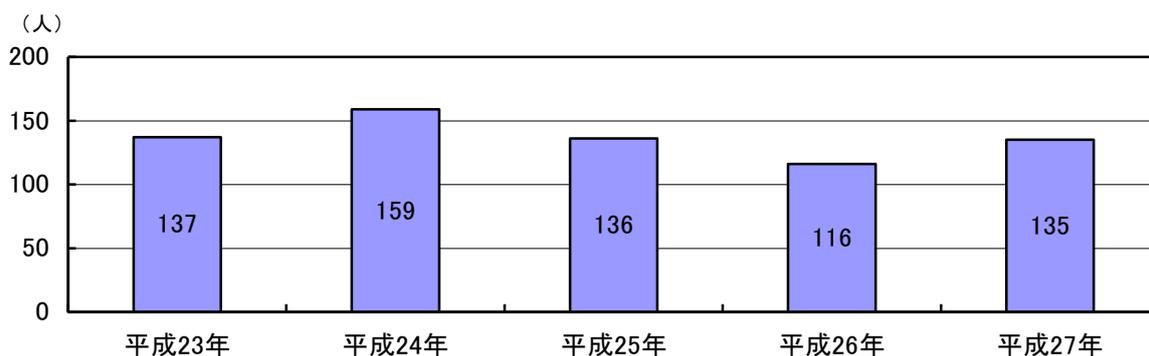
(4) 児童の状況

① 18歳未満人口



【資料：住民基本台帳】（各年3月31日現在）

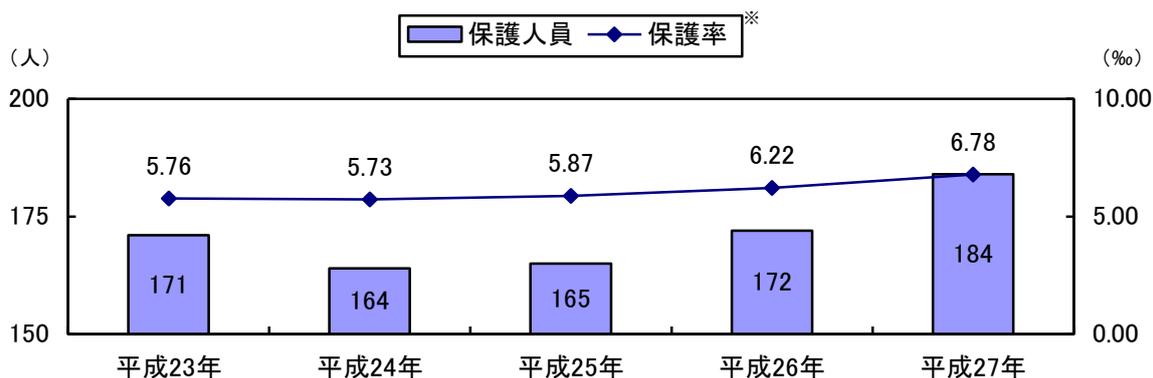
② 出生数



【資料：住民基本台帳】（各年3月31日現在）

(5) 生活保護の状況

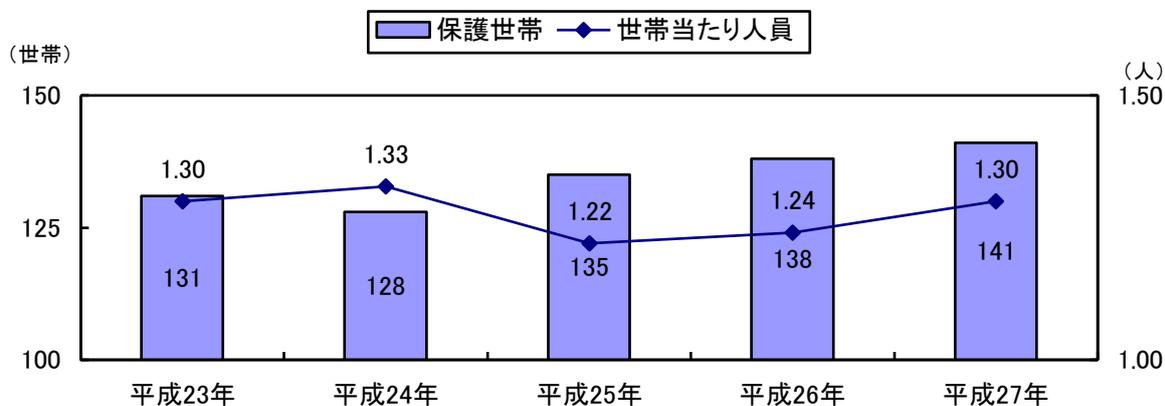
① 保護人員



※ 保護率 人口千対 = (被保護実人員 ÷ 総人口) × 1000

【資料：行政報告例】（各年3月31日現在）

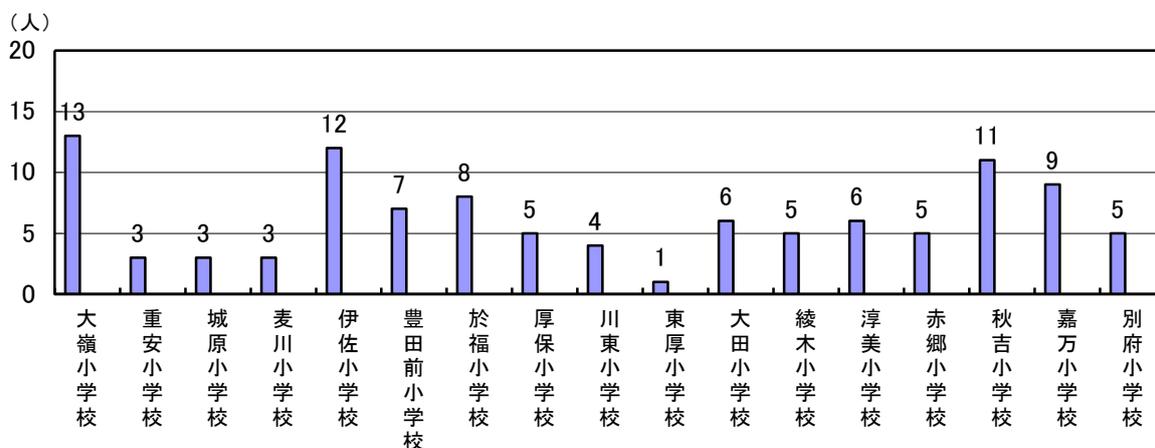
② 保護世帯



【資料：行政報告例】（各年3月31日現在）

(6) 地域福祉資源の状況

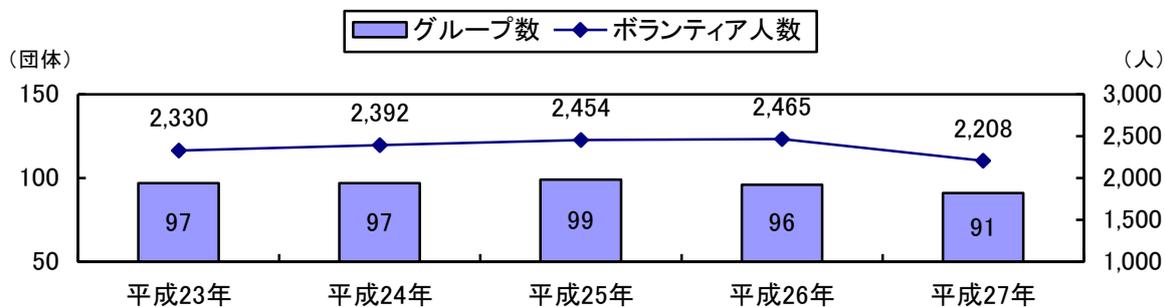
① 小学校区民生委員・児童委員※



※ 民生委員・児童委員 民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。

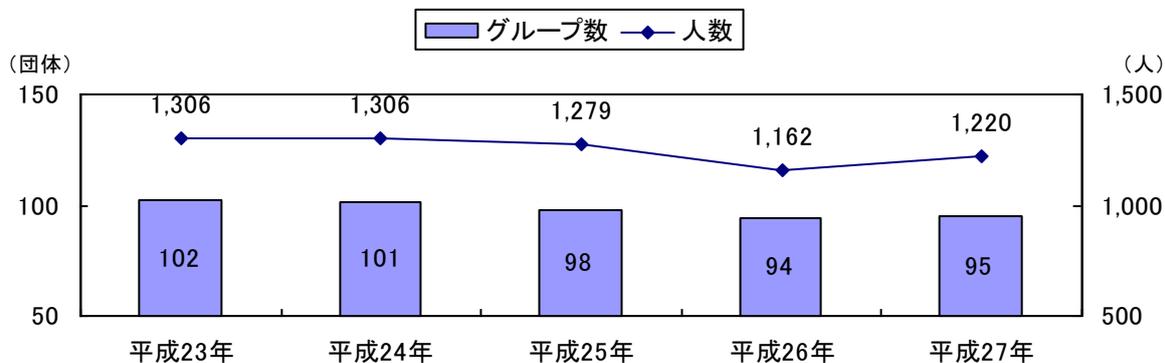
【資料：地域福祉課】（平成27年3月31日現在）

② ボランティア団体等



【資料：社会福祉協議会】（各年3月31日現在）

③ ふれあいいきいきサロン



【資料：社会福祉協議会】（各年3月31日現在）

(7) 社会資源の状況

①高齢者福祉・介護分野

施設・サービスの種類	事業所数
養護老人ホーム	1
特別養護老人ホーム	7
軽費老人ホーム	2
デイサービスセンター	15
地域包括支援センター	2
在宅介護支援センター	1
介護老人保健施設	1
介護療養型医療施設	1
訪問看護ステーション	3

②児童福祉・子育て支援分野

施設・サービスの種類	事業所数
ファミリーホーム	1
保育所	11
へき地保育所	1
児童館	2
児童遊園	8
認定こども園	2

③障害福祉分野

施設・サービスの種類	事業所数
生活介護事業所	1
就労移行支援事業所	1
就労継続支援事業所A型	1
就労継続支援事業所B型	4
共同生活援助事業所	1
障害者支援施設（施設入所支援）	1
地域活動支援センター	2

④相談支援分野

施設・サービスの種類	事業所数
相談支援事業所	2

【資料：山口県厚政課】（平成27年4月1日現在）

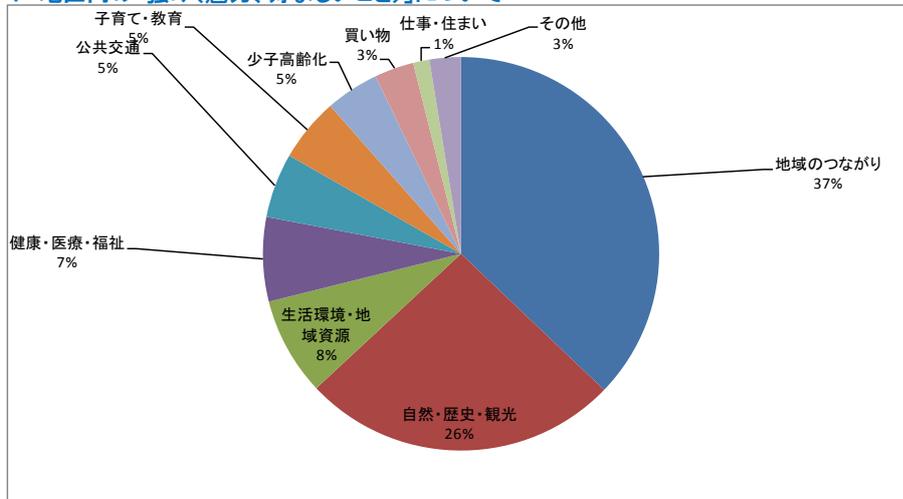
2. 「住民ふくし座談会」開催状況

(1) 日程及び参加状況

	開催区域		日	会場	参加者数
1	於 福	於福(旧於福小学校区)	7月31日(金)	於福公民館	22
2	於 福	田代(旧田代小学校区)	8月 7日(金)	田代コミュニティーセンター	15
3	秋 芳	共和	8月19日(水)	嘉万公民館	33
4	豊 田 前	石屋形	8月21日(金)	2区集会所	9
5	豊 田 前	保々	8月28日(金)	9区集会所	18
6	美 東	赤郷	9月 3日(木)	赤郷公民館	30
7	豊 田 前	豊田前	9月 4日(金)	豊田前公民館	15
8	豊 田 前	桃木、三ツ杉(旧桃木小学校区)	9月11日(金)	桃木下集会所	16
9	大 嶺	東分	9月17日(木)	美祢市民会館	21
10	秋 芳	岩永	9月18日(金)	岩永公民館	7
11	大 嶺	北分	9月25日(金)	農村センター	26
12	豊 田 前	今山	9月28日(月)	今山集会所	12
13	秋 芳	秋吉	9月30日(水)	秋芳地域福祉センター	14
14	大 嶺	来福台	10月 2日(金)	来福センター	18
15	美 東	大田	10月 8日(木)	美東センター	35
16	大 嶺	麦川	10月 9日(金)	産業技術センター	12
17	大 嶺	西分	10月15日(木)	城原小学校	7
18	秋 芳	別府	10月16日(金)	別府公民館	17
19	伊 佐	伊佐	10月23日(金)	伊佐公民館	20
20	伊 佐	上野	10月30日(金)	上野コミュニティーセンター	11
21	美 東	綾木	11月 5日(木)	綾木公民館	27
22	伊 佐	河原	11月 6日(金)	河原コミュニティーセンター	4
23	伊 佐	堀越	11月13日(金)	堀越コミュニティーセンター	12
24	厚 保	山中	11月20日(金)	東厚小学校 図書室	3
25	厚 保	川東	11月27日(金)	川東小学校	21
26	美 東	真長田	12月 1日(火)	真長田公民館	27
27	厚 保	厚保	12月 4日(金)	厚保公民館	11
総参加者数					463

(2)住民ふくし座談会意見集約状況

1 地区内の「強み(魅力、好ましいこと)」について

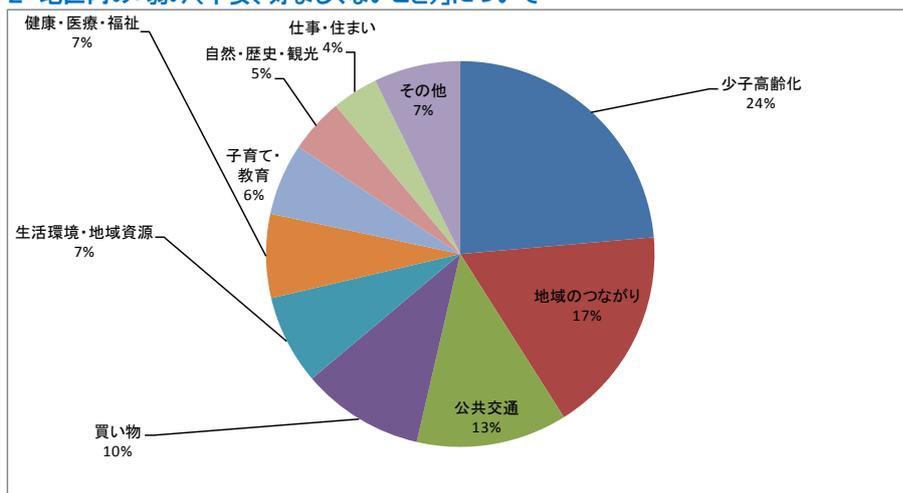


○ポイント

「地域のつながり」や、「自然・歴史・観光」についての意見が半数以上を占めています。

公共交通や買い物なども含め生活環境や医療・福祉サービスに関する満足度は低いことが読み取れます。

2 地区内の「弱み(不安、好ましくないこと)」について

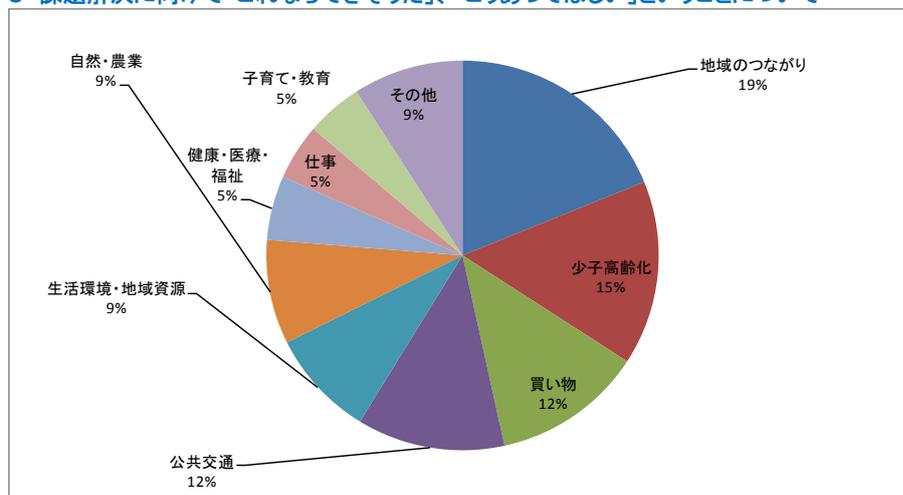


○ポイント

少子高齢化による人口減少と地域のつながりの希薄化や、地域の担い手不足に関する不安が約4割を占めています。

公共交通・買い物・医療・教育・仕事など町づくりに関する不安も約半数を占めています。

3 課題解決に向けて「これならできそうだ」、「こうあってほしい」ということについて



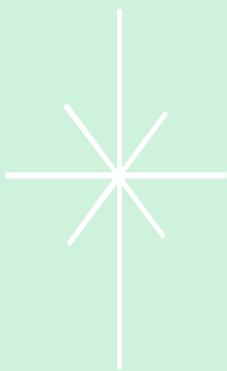
○ポイント

地域のつながりの希薄化や少子高齢化、また生活環境に関する不安に対し、自然や農業の活用も含め課題解決に取り組もうとする或いは取り組んでほしいという意見が約9割を占めています。

☆「住民ふくし座談会」の意見集約結果の詳細は、本紙 資料編に掲載しています。

第 3 章

計画の基本的な考え方



1. 計画の基本理念

市民一人ひとりが相互に助け合い、様々な活動に積極的に参加し住み慣れた地域でその人らしく安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

共に支えあい、共に生きる
福祉のまちづくり

2. 計画の基本目標

計画の策定に先駆け、市と社会福祉協議会は、市内27会場において、「住民ふくし座談会」を開催（平成27年7月31日から12月4日）し、生活の場である身近な地域に対する住民の思いを集約しました。そして、これをもとに、すべての人が、年齢、性別、障害の有無などに関わりなくお互いに助け合って自分らしくいきいきと暮らしていける社会の実現に向け、「住み慣れた地域でその人らしく安心して生活できる地域社会の実現をめざして」を掲げ、次の3つの基本目標を定めました。

基本目標①

安心して生活できるまちづくり

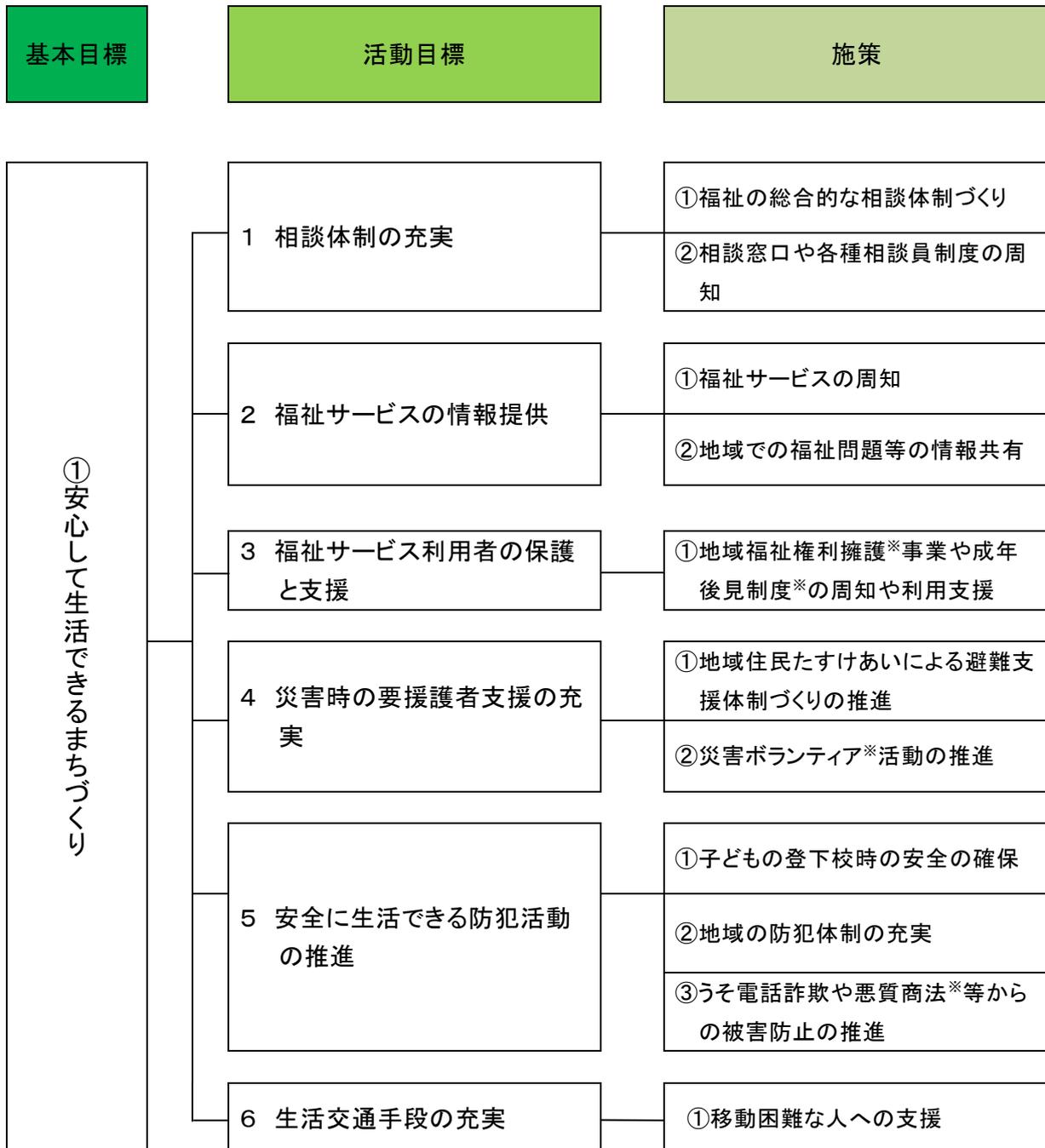
基本目標②

地域のつながりづくり

基本目標③

地域で活動するひとづくり

3. 施策の体系

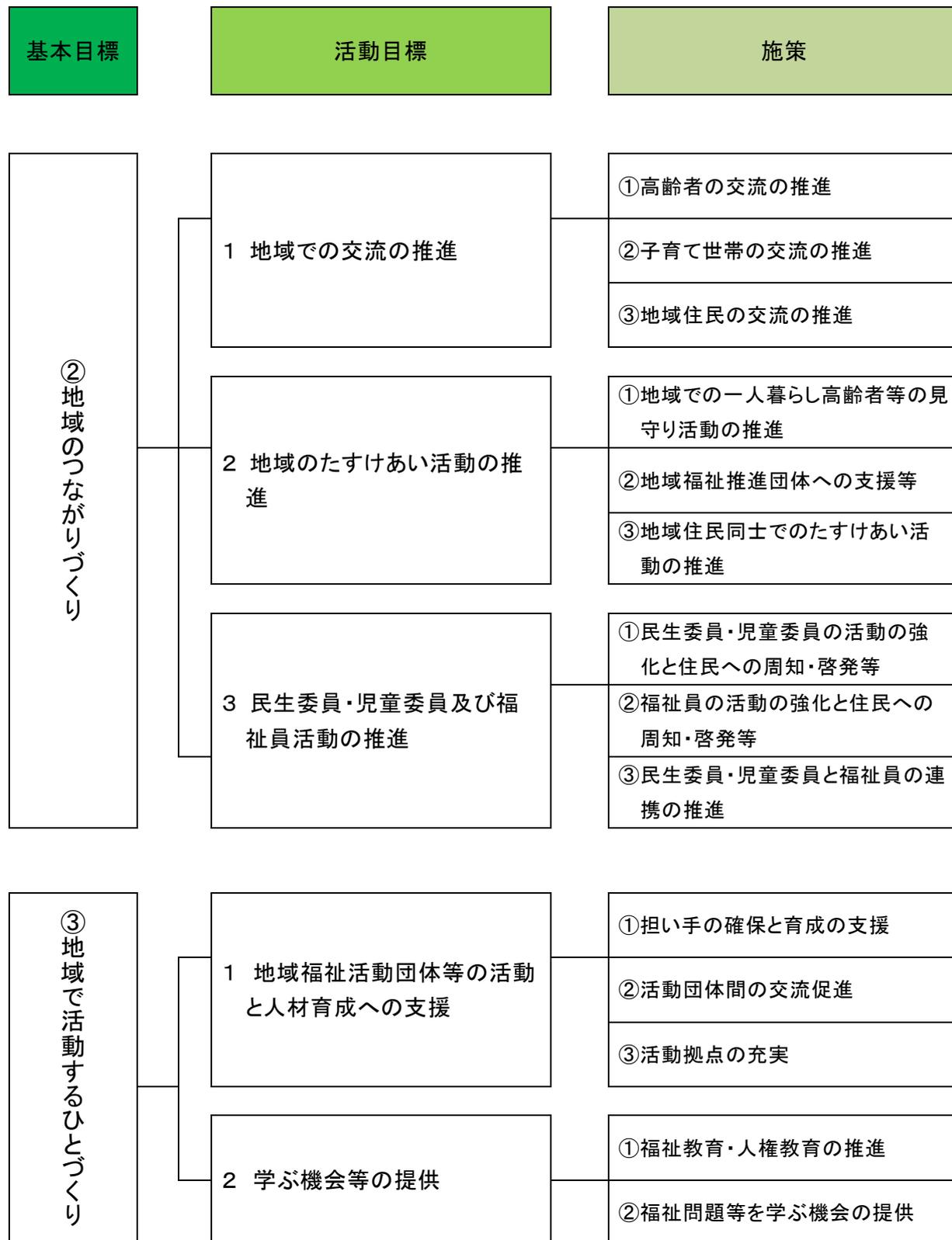


※ **権利擁護** 自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

※ **成年後見制度** 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

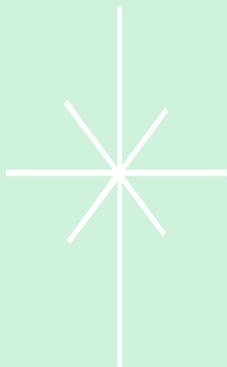
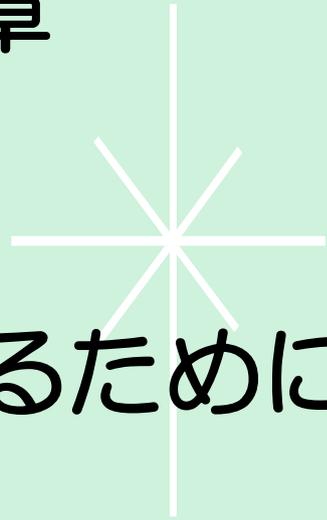
※ **災害ボランティア** 地震や火山の噴火、水害などの自然災害が起こった地域の住民を助けるために行うものを指す。

※ **悪質商法** キャッチセールス、電話勧誘での資格商法などに加え、住宅ローンを絡ませた家屋リフォームなどの工事商法、インターネットを利用した電子詐欺、高額な商品や治療法を売りつけるアトピービジネス、架空請求、振り込め詐欺など。



第 4 章

地域福祉を進めるために



基本目標①

安心して生活できるまちづくり

介護保険制度をはじめ、高齢者、障害のある人、児童等を対象とした様々な公的サービスがあります。しかし、時代とともにニーズが多様化し既存の制度では十分な対応が難しくなっています。

そのため、きめ細かいサービスの提供・支援を効果的に行うためには、このような公的サービスだけでなく、制度に依存しない実情に合ったサービスの充実を図ることが必要となります。

近年は、風水害や地震などの自然災害が多発しており、高齢者や障害のある人等の災害時の避難で支援が必要な者が安全に避難できる支援体制の構築が必要となります。

また、うそ電話詐欺や悪質商法等のひとり暮らしの高齢者等を狙った犯罪が、多く見受けられますので、警察、地域住民や行政が連携して防犯活動を推進していきます。

地域福祉の入り口となる窓口を広げ、様々な困りごとや悩みごとを気軽に相談できる体制や、福祉サービスの窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した総合的な相談体制づくりや事業者の情報公開、利用者保護のための制度である苦情解決制度、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の普及啓発・推進に取り組んでいきます。

これらの総合的な支援を行うことで、高齢者や障害のある人等の要援護者が、住み慣れた地域においてその人らしく安心して生活できるようなまちづくりを進めます。

活動目標 1

相談体制の充実

- 施策① 福祉の総合的な相談体制づくり
- 施策② 相談窓口や各種相談員制度の周知

活動目標 2

福祉サービスの情報提供

- 施策① 福祉サービスの周知
- 施策② 地域での福祉問題等の情報共有

活動目標3

福祉サービス利用者の保護と支援

- 施策① 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知や利用支援

活動目標4

災害時の要援護者支援の充実

- 施策① 地域住民たすけあいによる避難支援体制づくりの推進
- 施策② 災害ボランティア活動の推進

活動目標5

安全に生活できる防犯活動の推進

- 施策① 子どもの登下校時の安全の確保
- 施策② 地域の防犯体制の充実
- 施策③ うそ電話詐欺や悪質商法等からの被害防止の推進

活動目標6

生活交通手段の充実

- 施策① 移動困難な人への支援

活動目標 1

相談体制の充実

現状と課題

市では、住民からの各種福祉相談等に対して、関係各課と連携して相談支援体制の強化に努めるとともに、各地域においては、各総合支所や出張所を身近な相談窓口として、福祉に対する相談への対応を行っています。

地域においては、民生委員・児童委員や福祉員等が、福祉サービスの利用に向けた行政やサービス提供事業者等との最も身近なパイプ役となって、様々な福祉相談への対応を行っています。

一方で移動手段の問題などにより相談窓口を利用することができない方や、本人や家族が相談や援助についての意思を表すことが困難な場合は、必要な福祉サービスや支援につながりにくい状況にあります。

関係各課と連絡を取り合いながら、様々な福祉相談への初期対応を行っています。が、全ての福祉相談等が完結できる体制にはなっていないのが実情です。

また、相談窓口を利用することができない方には、身近な地域の相談者である民生委員・児童委員や福祉員などの存在を知らない方もあり、相談員制度なども含めた福祉相談業務のさらなる周知が必要です。

さらに、援助が必要であることの意味表示が困難な方の福祉問題を、地域における日頃の見守り訪問活動等を通して、早期に発見する仕組みづくりが必要です。

各種福祉相談等に十分対応できるよう、相談窓口の充実を図るとともに、住民への窓口の周知に努めていきます。



心配ごと相談

日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言や援助へつなぐ総合相談窓口で、毎週水曜日の午後、市内2か所で開設。

- ※ **スクールソーシャルワーカー** 子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
- ※ **コミュニティソーシャルワーカー** 住民と協働で制度のはざまにある人たちを発見し、その解決をめざす調整役。
- ※ **アウトリーチ** 公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。要介護者を訪問して社会生活を支援する活動など。訪問支援。

施策① 福祉の総合的な相談体制づくり

すべての福祉活動は、相談から始まります。あらゆる相談機関との連携のもとで相談窓口を明確に周知し、「誰に相談したらよいかわからない」という人をなくします。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 総合相談窓口の周知と利用 地区社会福祉協議会（地区社協）や地区民生委員・児童委員協議会（地区民協）、公民館等との連携 福祉員と民生委員の顔の見える関係づくり スクールソーシャルワーカー*等学校での相談支援と専門職との連携 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティソーシャルワーカー（CSW）*や相談支援専門職を市内三か所の地域福祉センターに配置し総合相談体制を充実 地区社会福祉協議会や民生委員会、公民館等との連携促進 福祉員・民生委員連絡会議や研修会の実施 相談関係機関連絡会議の実施 専門職の連携によるニーズキャッチとアウトリーチ*の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉等の関係各課の連携強化 各総合支所及び各出張所と関係各課の連携強化 福祉の手引きの作成

施策② 相談窓口や各種相談員制度の周知

身近な地域の相談者である 民生委員・児童委員や福祉員また、相談員制度も含めた福祉相談業務についての情報をさまざまな手段や機会を活用して提供します。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 身近な課題やニーズの把握 相談窓口、相談員活動の周知 地区社協、福祉員、民生委員による相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 会報やHP、ケーブルテレビ等による広報の充実 TPO*に応じたパンフレットの作成と配布先の開拓 相談関係機関の情報共有と連携協働の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 各総合支所及び各出所等での情報発信 市 HP や広報紙等による周知・啓発 相談関係機関による周知活動の支援

* TPO 時（time）と場所（place）と場合（occasion）。また、その三つの条件。

活動目標2

福祉サービスの情報提供

現状と課題

福祉サービスの提供にあたっては、その方のニーズに合ったサービスを的確に提供しなければなりません。現在は、行政や社会福祉協議会のサービスだけでなく、民生委員・児童委員や福祉員などによる見守り訪問活動など、住民のニーズに応えられるよう活動が展開されています。

しかし、発達障害がある方や引きこもりの方などの実態把握が十分でないため、十分な支援ができていないといえませんが、さらに、サービスは知っているけれど利用の仕方がよく分からないといった声も出されています。

広報誌やホームページだけでは、福祉サービスの内容が住民に十分周知できていないため、情報が必要な要援護者へ提供できる方法を検討しなければなりません。

住民のニーズにあった福祉サービスを提供するため、サービスの種類や内容等についてわかりやすく情報を提供する方法を検討するとともに、サービスを必要とする方の実態を把握して必要なサービスの提供に努めるなど、住民が利用しやすい取り組みとなるよう進めていきます。



- ※ ふれあいサロン 地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。
- ※ 福祉圏域 地域社会を構成するあらゆる人たちがともに手を携え、地域にある様々な課題や問題の解決を図り、自ずとその手が届く範囲により、地域の実情に応じ生活実態に即した適切な地域設定。

施策① 福祉サービスの周知

必要な人に必要なサービスに関する情報が伝わるよう、あらゆる媒体や機会を活用します。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やHP、ケーブルテレビ等による福祉サービスに関する情報の収集 ・会議や研修会への参加 ・見守り訪問や交流活動時などを利用した情報伝達や提供 ・地区社協等による、福祉サービスに関する研修や学習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やHP、ケーブルテレビ等による福祉サービスに関する情報の発信 ・自治会・町内会、ふれあいサロン*、地区社協、地区民協定例会、「住民ふくし座談会」等での福祉サービスの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・市 HP や広報紙等による福祉サービスの情報提供 ・福祉サービス一覧表の作成 ・相談関係機関への福祉サービスの情報提供

施策② 地域での福祉問題等の情報共有

地域の現状や課題を共有し、望ましいネットワークのあり方や課題解決策について市民が主体的に検討できる場づくりを進めます。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・相談経路の意識浸透（当事者～近隣～福祉員～民生委員～相談窓口） ・課題共有や需給調整の仕組みと協議の場づくり ・地域見守り協力事業所としての登録 ・高齢者徘徊SOSネットワーク協力事業所としての登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置による、課題解決のための資源づくりやコーディネート機能強化 ・見守りネットワーク機能強化 ・「住民ふくし座談会」の実施意見集約結果の共有等、地域との対話のサイクルづくり ・地域の福祉ニーズ把握のための住民意識調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉圏域*（階層：全域／地域／地区）の設定 ・問題の早期発見のための各専門機関や医療機関等との連携強化

活動目標3

福祉サービス利用者の保護と支援

現状と課題

介護保険法[※]や障害者総合支援法[※]の制定により、福祉サービスの仕組みは「措置」制度から利用者が自ら選び利用する「契約」制度へと変わりました。利用者は様々なサービス提供者を自由に選べるようになりましたが、福祉サービスの適切な利用を援護するための支援が必要となっています。

また、認知症高齢者の増加が予想される中で、認知症高齢者の権利擁護に関する課題も出ています。そのため、認知症高齢者や障害のある人等の判断能力が十分でない人が、適切に福祉サービスを利用し、権利侵害にあわないように成年後見制度などを活用して利用者の権利を守る支援が必要となります。

施策① 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知や利用支援

高齢者、障害のある人、児童等の各分野において、判断能力が十分でない人が、適切に福祉サービスを利用し、権利侵害にあわないように周知や利用支援の取り組みを進めます。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・事業や制度の正しい理解 ・人権や権利擁護意識の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業や制度に関する情報発信 ・「住民ふくし講座」の実施 ・ノウハウの蓄積と活用による事業や制度の利用支援 ・専門職の連携協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・市 HP や広報紙等による周知・啓発 ・地域福祉権利擁護事業や成年後見事業に対する支援

地域福祉権利擁護事業

判断や理解が十分にできない方を対象に、福祉サービスの利用援助をはじめ、日常的な金銭管理などを支援する事業で、全国の社会福祉協議会で取り組まれている。



※ **介護保険法** 高齢化社会対応策の一環として、満 40 歳以上で介護を必要とする人を対象に、保険料を徴収し公的な保険医療や福祉サービスを提供するための法律。

※ **障害者総合支援法** 《「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称》障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

活動目標4**災害時の要援護者支援の充実****現状と課題**

近年は、毎年のように台風等による豪雨や地震などの自然災害が起きているため、普段から、災害への備えをすることが重要となります。高齢者等の避難の遅れや避難途中の被災などが多く発生し、災害時要援護者※対策の必要性や地域のつながりの重要性が再認識されています。

本市においては、民生委員・児童委員などによる「災害時一人も見逃さない運動」を推進していますが、災害による被害を最小限におさえるには、自治会や自主防災組織※などの地域での活動が必要となります。災害発生直後に主体になりうるのは地域住民であり、要援護者の避難誘導や支援には、地域住民の参加と協力が必要となります。

**災害ボランティア**

被災地において、復旧や復興活動を行うボランティア。

- ※ **災害時要援護者** 災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。
- ※ **自主防災組織** 地震等の大規模災害に備え、自治区や町内会単位で、いざというときの役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施などを行う、地域ぐるみでの防災活動にあたる組織。

施策① 地域住民たすけあいによる避難支援体制づくりの推進

災害による被害を最小限におさえるため、一人暮らし高齢者や障害のある人など、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自主防災組織等を中心とした防災活動を促進します。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 家具の固定や非常持ち出し品の準備 連絡網づくり 自主防災組織づくり 防災訓練等の実施や参加 防災に関する課題の明確化と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 平常時と災害時の見守り、声かけ活動の関連付け 防災関係機関との協力や情報共有体制づくり 福祉サービス利用者や災害時要援護者の災害時要援護者登録の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練の開催支援 民生委員と協働し災害時要援護者事前登録制度の周知と避難支援プランの作成 自主防災組織の育成 防災リーダーの育成

施策② 災害ボランティア活動の推進

災害ボランティアとして活動するための知識や心得を身につけます。また、有事に備え日頃から関係団体や関係機関の協力体制を整えます。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア研修会への参加 災害ボランティア登録 災害ボランティアセンターについての理解と協力 	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やHP等での災害ボランティア情報の発信 災害ボランティア研修会の開催 災害ボランティア活動の支援 災害ボランティアセンター※の設置運営と支援団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア活動への支援 災害ボランティア研修会の開催への支援 災害ボランティアセンターの設置と運営への支援

※ 災害ボランティアセンター 被災地に臨時で設置される民間のボランティアセンター。被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、情報の受発信、行政との仲介や調整、外部ボランティアの受け入れ等を行う。

活動目標5**安全に生活できる防犯活動の推進****現状と課題**

山口県における犯罪発生認知件数は微減の傾向にあるものの、児童・生徒への声かけ事案や高齢者等への悪質商法の被害など、子どもや高齢者が被害に遭う事件が後を絶ちません。

地域では、児童の登下校時の安全を守るため、ボランティアによる見守り隊が結成され、活動しています。

民生委員・児童委員等による一人暮らし高齢者等の見守り活動の中で、うそ電話詐欺や悪質商法等の被害を防止するため、声かけを進めています。

子どもや高齢者等が犯罪被害に遭わないように、今後も関係機関が連携し、犯罪の抑止活動や啓発活動を通じて、犯罪の起こりにくい環境を作る必要があります。

**防犯ボランティア**

パトロールや被害防止の啓発など、地域で自主的に活動するボランティア。

施策① 子どもの登下校時の安全の確保

子どもを取り巻く犯罪情勢についての理解を深め、地域ぐるみの防犯活動を進めます。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯研修等への参加と意識高揚 ・子ども見守り隊活動への参加協力 ・子ども110番の家への登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ボランティア活動の支援 ・社用車に防犯啓発ステッカー貼り付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども見守り隊活動への支援 ・子ども110番の家の啓発

施策② 地域の防犯体制の充実

警察地域の犯罪情勢をはじめ、警察活動や防犯団体・ボランティアについての理解を深め、犯罪抑止の環境づくりに努めます。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯情報の発信や伝達による地域への注意喚起 ・警察署や駐在所との連携 ・防犯灯の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用者への防犯情報の提供 ・安心安全ネットワークへの参画 ・防犯灯設置経費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種防犯啓発活動の実施 ・警察署や関係機関との連携強化

施策③ うそ電話詐欺や悪質商法等からの被害防止の推進

詐欺や悪質商法の実態を知り、被害に遭わないようセルフディフェンスの方法を身につけ、地域へも広めます。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活講座等の開催による防犯意識の高揚 ・一人暮らしや障害世帯への声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロン等での防犯出前講座のコーディネート ・民生委員や地区防犯関係者との情報伝達や共有 ・福祉サービス利用者への注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活講座等の開催への支援 ・うそ電話詐欺や悪質商法等に関する周知・啓発 ・うそ電話詐欺や悪質商法等に関する情報提供

活動目標6

生活交通手段の充実

現状と課題

本市においては、高齢化率が全国や山口県の平均を上回る水準で進んでおり、また、核家族化やライフスタイルの多様化により、高齢者のみの世帯が増加しています。

一方で、地域の商店等が閉店して、買い物等に困っている高齢者や障害のある人などもあります。そのため、高齢者や障害のある人などの移動手段の確保やサービスについて、対策を検討する必要があります。

今後も少子高齢化の傾向は続くと思われるので、生活交通手段の対策については重要な課題となります。

施策① 移動困難な人への支援

顕著となる少子高齢化に対応するため、高齢者や障害のある人などの生活交通手段を確保できるよう必要度に応じて、助け合い・サービスの利用調整・公共交通機関の利用などを調整します。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型生活支援サービスや運転ボランティアへの参加 ・運転ボランティアや医院・薬局による送迎などインフォーマル[*]な支援への参加協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転ボランティアの活動支援とニーズや実態の調査 ・車いす等の福祉用具や福祉車両の貸出 ・住民参加型生活支援サービスの仕組みづくりによる外出（通院、買い物、金融機関の利用）の付き添い、買い物や手続きの代行 ・福祉有償運送や介護タクシー事業の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用支援 ・ミニバス[*]の運行 ・商工会や事業所等による移動販売の促進

運転ボランティア

障がいや高齢等の理由で、公共交通機関を利用することが困難な方の通院や社会参加を支援するボランティア



※ **インフォーマル** 介護保険などの制度を使わないサービスを指し、NPO 法人やボランティアグループが行うサービス（有料・無料に関わらない）だけでなく、家族・親戚・近所の人などを借りたサービス。

※ **ミニバス** 幹線となる公共交通機関の拠点と地域との間を結ぶデマンド型のマイクロバス。

基本目標②

地域のつながりづくり

平成20年の1市2町の合併により広域化した本市では、地域ごとに生活課題や団体・組織が違っており、各地域に合わせた地域福祉の推進が必要になっています。

このようなことから、それぞれの地域で地域福祉の担い手である地域住民をはじめ、自治会等の地域コミュニティ^{*}やボランティア等の関係団体、民生委員・児童委員、福祉員、社会福祉協議会、行政が連携・協働していく必要があるため、地域での「福祉の輪」づくりの取り組みを推進していきます。

活動目標1

地域での交流の推進

- 施策① 高齢者の交流の推進
- 施策② 子育て世帯の交流の推進
- 施策③ 地域住民の交流の推進

活動目標2

地域のたすけあい活動の推進

- 施策① 地域での一人暮らし高齢者等の見守り活動の推進
- 施策② 地域福祉推進団体への支援等
- 施策③ 地域住民同士でのたすけあい活動の推進

活動目標3

民生委員・児童委員及び福祉員活動の推進

- 施策① 民生委員・児童委員の活動の強化と住民への周知・啓発等
- 施策② 福祉員の活動の強化と住民への周知・啓発等
- 施策③ 民生委員・児童委員と福祉員の連携の推進

※ コミュニティ 居住地を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。地域をよりよくすることを目的として、地域及び多種多様な活動への参加を通じて形成された人と人とのつながりをいう。

活動目標 1

地域での交流の推進

現状と課題

少子高齢化の進行、核家族化やひとり暮らしの高齢者が増加している状況では、地域での交流も希薄化しています。そのため、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障害のある人などは、生活上の変化を察知できる関係づくりが必要となっています。

自分たちでできることは、自助の原則に基づき、自らの努力で解決を図ることが大切です。しかし、それでも解決できない場合や、困ったときに助け合える関係を地域で持つことができるよう、日頃から、地域での交流が大切になります。

地域住民全体の交流としては、地域の運動会やお祭りなど、広く様々な地域での交流が行われています。地域での運動会やお祭りなどの活動は多くの地域住民が参加していますので、既存の活動を活用した地域交流の場づくりも有効な手段となります。

高齢化の進行とともに、ふれあい・いきいきサロンの認知度の高まりから、サロンの開催数は順調に増えていますが、活動内容のマンネリ化や担い手不足などから、活動を継続していくことが難しくなっています。

核家族化等の進行に伴い、子育て機能が低下してきているため、子育て家庭の孤立化が心配されています。地域全体で子育てを支援していくためには、様々な取り組みを行っている関係機関・団体間のさらなる連携・協働が必要になります。

また、自治会や子ども会、老人クラブ等の地域の各種団体の活動が弱まっていることや、自治会活動や行事への参加者が減少傾向にあります。

こうした課題を解決していくことが、地域の助け合いや相互扶助機能を再構築する第一歩になります。

高齢者や子育て家庭、そしてすべての地域住民が気軽に集い、出会い、つながりを生み出す地域での交流を推進します。

また、地域の様々な関係機関・団体間のネットワークをつくり、地域交流の場を助け合いや相互扶助機能の再構築に発展されるための支援へとつなげていきます。



みねっ子広場

ボランティアと子どもたちの交流を通じ、次代を担う子供たちの成長を促すことを目的に開催。



ふれあいいきいきサロン

施策① 高齢者の交流の推進

進行する高齢化に応じて、老人クラブやふれあい・いきいきサロンなどの交流の場の機会の確保を進めます。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会による交流の場づくり ・ふれあい・いきいきサロン活動への参加 ・老人クラブ活動への参加 ・敬老会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン活動の開設から運営の支援 ・老人クラブ活動の提供 ・生涯現役推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン活動への支援 ・集会所の手すり、トイレ改修などの助成事業 ・老人クラブ活動への支援 ・敬老会の開催への支援

施策② 子育て世帯の交流の推進

核家族化等の進行に伴い、子育て機能が低下してきているため、子育て家庭が孤立化しないよう地域全体で子育てを支援できる環境づくりに努めます。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・地域での活動に子育て世代や子供が参加しやすい工夫 ・子ども会への参加協力 ・安全な遊び場の整備 ・子育てサロンや母子保健推進委員、主任児童委員*等、多様な主体による交流活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援グループや子育てサロンの活動支援 ・ファミリーサポートセンター*登録者の交流会開催 ・チャイルドシート貸出利用者や育児用品リユース利用者の交流の場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援グループや子育てサロンの活動支援 ・子育て支援機能を持つ総合的な拠点の整備

※ **主任児童委員** 子育て支援や虐待対応など子供の福祉を主に担う児童委員。児童委員の中から厚生労働大臣が指名し委嘱する。

※ **ファミリーサポートセンター** 育児の手助けをしたい人（協会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）からなる地域住民の会員組織による、地域における子育て支援活動。

③ 地域住民の交流の推進

地域住民が気軽に集い、出会い、つながりを生み出す地域での交流を推進し、地域交流の場を助け合いや相互扶助機能の再構築に発展させる取り組みを行います。

具体的取り組み		
〔自助・互助〕 住民、地域、関係団体の役割	〔共 助〕 市社会福祉協議会の取り組み	〔公 助〕 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・住民交流の企画実施 ・伝統行事の継承 ・あいさつ運動への参加 ・公民館活動やコミュニティスクール[※]への協力と参加 ・地区社協やボランティア連絡協議会による住民交流イベントの実施 ・全年齢型ふれあいサロンの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会、地区振興会等の組織に福祉部設置を提案 ・福祉の輪づくり運動モデル事業の実施 ・障害のある人へのサロン実施による社会参加機会の増強 ・フリースペースや全年齢・全障害対応のモデルづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での活動団体への支援 ・地区社協やボランティア連絡協議会による住民交流イベント等への支援

※ コミュニティスクール 学校と地域社会の一体化によって行われる教育。地域社会の諸問題をとりあげて教科に組み入れるとともに、学校を開放して一般人をも参加させる方法。

活動目標2

地域のたすけあい活動の推進

現状と課題

誰もが住みなれた地域で安心して生活していくためには、公的機関のサービスだけでは支援が行き届かないところがあり、地域の共助による支え合い、助け合いの関係づくりが必要になります。

また、一人暮らしや認知症高齢者の増加に伴い、今後、さらなる地域の理解と助け合いがないと、住みなれた地域で生活し続けることができない方の増加も予想されています。

地域での付き合いが希薄化している中で、一人暮らし高齢者等の閉じこもりや孤独死を予防するため、地域が主体となった見守り・声かけ等の助け合い活動とともに、子育て支援のための活動も展開されており、こうした活動を支援するため、地区社会福祉協議会などの地域福祉推進組織の設置及びその活動支援も進めているところです。

個人情報保護やプライバシー意識の高まりから、見守り訪問活動などの取り組みにあたり、関係者同士で情報を共有し、連携することの困難さが課題としてあります。

また、認知症高齢者等が在宅での生活を続けていくには、身近な地域住民の協力も必要不可欠であり、認知症への正しい理解の普及やその啓発が必要になっています。

地域の様々な交流等を通して人と人とのつながりを大切にするとともに、つながりを地域の特性を生かした助け合い機能に発展させていくことも必要です。

ともに支え合い、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、人と人との豊かなつながりを再構築し、たすけあい機能に発展させるための仕組みづくりを推進します。



認知症サポーター養成講座



施策① 地域での一人暮らし高齢者等の見守り活動の推進

従来の民生委員と福祉員が中心となった見守り活動に、市と提携した生活関連事業者の参画をすすめ、見守りネットワークをさらに重層化します。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・見守りや声かけ、訪問活動の理解浸透と実施 ・活動の組織化 ・情報共有や相談経路などのルールづくり ・地域見守り協力事業所や高齢者徘徊SOSネットワーク協力事業所としての登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動の支援 ・見守り活動に関する研修会の開催や見守り模擬訓練の実施 ・見守り訪問ボランティアの活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム※における取組の明示と計画的推進 ・高齢化や認知症対策 ・地域見守り活動協力事業所の周知

施策② 地域福祉推進団体への支援等

各地域福祉団体が、地域ごとに取り組んでいる活動の特性を大切にしつつ、市全域での活動に広がっていくよう推進します。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・各団体への理解や参加 ・地区社協組織や活動への参画 ・企業の社会貢献（参加、ノウハウや資金提供など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の活動支援 ・地区社協連絡会議の開催 ・先進地事例の分析や蓄積と視察等研修のコーディネート ・社会福祉法人の社会貢献活動推進と連絡協議会設置や基金の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進団体の活動への支援 ・社会福祉法人の社会貢献活動推進と連絡協議会設置への支援

※ **地域包括ケアシステム** 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供できる体制。

施策③ 地域住民同士でのたすけあい活動の推進

同じ地域に住む人同士が知り合い、助け合う意識を自然に育むことができるよう人と人との豊かなつながりを再構築し、たすけあい機能に発展させるための仕組みやルールづくりを進めます。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情や課題の把握 ・ 既存の取り組みの維持継続 ・ 活動の仕組みづくりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアセンター機能（養成、活動支援、福祉教育）の充実強化 ・ 住民ふくし講座の開催 ・ 生活支援コーディネータの配置による自主的なたすけあい活動の立ち上げや運営の支援 ・ 住民参加型生活支援サービスの仕組みづくりや提案 ・ 既存の助け合いグループの活動支援やモデル事業の実施 ・ 地域の支え合いだけでは支援できない人への、福祉サービスの利用や近隣住民や家族親族との関係の再構築 ・ 法人による身元保証（入院、施設入所、就職、就学など）の取り組みの研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然・歴史・観光の調和、農業と福祉の連携モデルづくり ・ 生涯活躍のまちづくり構想*の具現化 ・ 日本版CCRC**視点で進める地域づくり ・ 介護予防・生活支援総合事業の効果的な運営 ・ 認知症キャラバンメイト**との協働による認知症サポーター**養成 ・ 生活支援体制整備事業に効果的に取り組む

※ **生涯活躍のまちづくり構想** 老若男女、障害の有る無しに関わらずすべての人が互に尊重し、認め合い、支え合うまちづくりを進めることによって、高齢の方が生きがいを持って、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指すもの。

※ **CCRC (continuing care retirement community)** 都市部の高齢者が地方へ移住し健康的な生活を送るとともに、必要に応じ医療介護を継続して受けることができる地域づくり。

※ **認知症キャラバンメイト** 地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる講師。

※ **認知症サポーター** 特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称。

活動目標3

民生委員・児童委員*及び福祉員*活動の推進

現状と課題

民生委員・児童委員は、地域において援助を必要とする生活困窮者、高齢者、障害のある人、子ども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って援助・相談支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力しています。

また、福祉員は、地域における福祉のネットワークづくりや小地域見守り活動など、様々な活動を行っています。

近年、少子高齢社会の到来に加え、児童虐待、高齢者虐待、ひきこもり、不登校など地域における新たな福祉課題が生じ、福祉的な援助や専門機関との連携がより一層必要となり、職務内容が多様化・複雑化・専門化する傾向にある中で、地域における最も身近な相談者、支援者として、また、地域福祉の担い手として、役割はますます重要になっています。

しかし、民生委員・児童委員は、その存在自体の認知度は高い一方で、居住地区の民生委員・児童委員を知らない場合が多く、住民への周知が必要です。また、福祉員についても地域福祉の担い手として活躍が期待されているものの、活動内容の認知度は低く民生委員・児童委員と同じく、住民への周知が必要になります。

ともに地域福祉を推進する役割を担う中で、お互いの活動の補完や情報の共有化、連携・協力体制を強化していくことが、さらなる地域福祉の向上につながっていきます。

地域福祉活動の推進者である民生委員・児童委員と福祉員の活動を強化するとともに、地域住民に対して活動内容の周知・啓発に取り組み、地域福祉の担い手となる人材を育成・支援します。また、両者の合同研修会などを通して、情報共有の機会を増やし、連携強化を図ることで、さらなる地域福祉活動の推進につなげていきます。



福祉員・民生委員合同研修会と連絡会議

福祉課題の共有や情報交換等により、地域の福祉関係者のつながりを深め、地域の福祉の輪づくり運動の浸透を図る。

※ **民生委員・児童委員** 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に勤める方々のこと。地域の子もたちが元気に安心して暮らせるように、子

どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねる。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。任期は3年。

※ **福祉員** 身地域住民の皆さんから選出され、美祢市社会福祉協議会会長及び地区社会福祉協議会会長から委嘱を受けて福祉活動を行う「小地区福祉活動の推進者」。任期は2年。

※ **小地区実行グループ** 身近な地域で誰もが安心して生きがいを持って安全に生活を送ることができる地域づくりを目指して、住民参加で進められる地域住民主体の福祉活動グループ。

施策① 民生委員・児童委員の活動の強化と住民への周知・啓発等

地域福祉の担い手として、地域の身近な相談者である民生委員・児童委員の個々の活動を支援・促進し、地域で支えあう力の活性化を図ります。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・人材の把握や活用 ・研修会の充実等による意識高揚 ・福祉員や地区社協との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員活動の支援 ・心配ごと相談への参加によるスキルアップ支援 ・困難事例へのチームアプローチ ・情報共有のルール設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動の周知・啓発 ・市民生委員・児童委員協議会の研修への支援 ・民生委員・児童委員への情報提供

施策② 福祉員の活動の強化と住民への周知・啓発等

地域福祉の担い手として、地域の身近な相談者である福祉員の個々の活動を支援・促進し、地域で支えあう力の活性化を図ります。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会自治会における福祉員の位置づけの明確化 ・地域の福祉活動への参加協力 ・民生委員や地区社協との連携協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉員活動の周知や啓発 ・福祉員活動の手引き等、研修の実施 ・福祉情報の発信 ・福祉員活動の支援 ・任期の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉員活動の周知・啓発

施策③ 民生委員・児童委員と福祉員の連携の推進

共に地域福祉の担い手である両者の合同研修会などを通して、情報共有の機会を増やし、連携強化を図ることで、さらなる地域福祉活動を推進します。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・仮称「小地区実行グループ※」の組織化 ・平時からの相談関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員と福祉員のグループ化の推進 ・地区社協を主体にした協働の仕組みづくり ・福祉員・民生委員連絡会議と合同研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員と福祉員の連携支援 ・合同研修会等への支援

基本目標③

地域で活動するひとづくり

少子高齢化が進む中で、地域福祉を推進するうえで、地域福祉を支える担い手を確保・育成することが重要となります。あらゆる分野が連携し、福祉の担い手の確保・育成への取り組みを支援していきます。

また、支えあいやたすけあい活動等の地域福祉活動を拡充していくため、ボランティア団体や障害者団体等の市民活動団体、地区社会福祉協議会等の関係団体、企業・施設が連携・協働することが必要となりますので、活動団体間の交流を促進し、地域でのネットワークづくりの取り組みを推進していきます。

また、市民一人ひとりが地域の福祉問題に気づき、自分のこととして考え、お互いを思いやる気持ちや尊重する気持ちを育むことができるよう、福祉について学ぶ機会を提供します。

活動目標 1**地域福祉活動団体等の活動と人材育成への支援**

- 施策① 担い手の確保と育成の支援
- 施策② 活動団体間の交流促進
- 施策③ 活動拠点の充実

活動目標 2**学ぶ機会等の提供**

- 施策① 福祉教育・人権教育の推進
- 施策② 福祉問題等を学ぶ機会の提供

活動目標 1

地域福祉活動団体等の活動と人材育成への支援

現状と課題

福祉活動の主な担い手である地域福祉活動団体等は、それぞれの目的や地域の特性等に応じた活動をしており、地域できめ細かな活動に取り組むなど、地域福祉の重要な役割を担っています。しかしながら、長年にわたり活動してきた団体などにおいても、会員の高齢化や新たな加入が進まず、活動を縮小・休止したり、団体の維持が難しくなり、団体の解散を余儀なくされるなど事態は深刻です。新たな会員の加入が少なく、人材の育成が進んでいない状況にあります。

一方で、「ボランティアに関する情報がない・少ない」、「きっかけがない」などの理由で活動をしていないという潜在的なボランティア活動等への参加希望者もいます。これらの人を、参加につなげるきっかけづくりをはじめ、活動の場の提供や「参加したい人」と「参加してほしい団体」との橋渡しが必要になっています。

地域福祉活動を推進するために、市民の理解と協力を得ながら、地域で活動するボランティアの発掘・育成に取り組めます。

また、団体間の連携・協働を進めていくため、効果的な情報発信や定期的な活動の場となる拠点の充実に取り組めます。

施策① 担い手の確保と育成の支援

若い世代をはじめ、ボランティア活動や地域福祉に関心が低い人への広報・啓発に努め、福祉従事者の育成をめざし、関係機関と連携した取り組みを進めます。

具体的取り組み		
[自助・互助]	[共 助]	[公 助]
住民、地域、関係団体の役割	市社会福祉協議会の取り組み	市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 活動への参加 次世代への参加呼びかけや参加しやすい活動の工夫 情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> 各団体との連携協働と情報発信 ボランティアやふれあいサロンの担い手等、人材養成講座の開催 企業の社会貢献活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市 HP や広報紙等によるボランティア活動の紹介 ボランティア等の人材育成への支援

住民ふくし講座

地域住民に対し、ボランティアや社会福祉に関する理解を深めることを目的に開催。



施策② 活動団体間の交流促進

同じ地域に住む住民同士として、それぞれの立場で、できることから関わりあっていけるよう、意識の啓発と支援を要する人を支えるきっかけづくりを進めます。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協等の地域福祉推進組織を中心とした顔合わせのテーブルづくり ・交流イベントの企画実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の顔合わせや協議の場づくり支援 ・交流イベントの開催支援 ・情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・市 HP や広報紙等による情報提供 ・団体間の交流会の開催支援

施策③ 活動拠点の充実

活動団体間の連携・協働を進めていくため、効果的な情報発信や定期的な活動の場となる拠点の充実に努めます。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・学校等、既存の施設等の活用 ・空き家、空き店舗の活用 ・自宅開放の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の把握と活動拠点の開拓 ・活動拠点に関する情報の発信 ・活動拠点づくりに関するモデル事業の実施（H26～H28年度：赤郷地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等の公共施設の利用促進 ・利用可能施設の提供

活動目標2**学ぶ機会等の提供****現状と課題**

福祉教育は、学校での取り組みだけでなく、地域において学ぶ場もあり、地域の福祉課題に気づき、主体的に関わり解決していく力を育むことを目的としています。

身近な地域で、あらゆる世代が福祉について理解を深める機会として、イベントやボランティア活動などが少しずつ増えていますが、活動に携わっていない市民を巻き込むところまで至っていないのが現状です。

こうした中で、小・中学校では、高齢者疑似体験や車椅子体験など福祉体験学習を推進しています。

人と人とのつながりが希薄化していることで、同じ地域に住むあらゆる世代の住民同士のふれあう機会が少なくなっています。

互いの助け合いや思いやりを大切にし、地域に愛着を持って絆の深い地域社会を目指すためには、福祉を身近なテーマとして認識してもらうことが重要であり、福祉課題を自分自身の問題として捉えて、体験や交流を通じた学習の機会を設け、福祉への理解や関心を深めていくことが必要です。

福祉教育を推進するため、地域の福祉課題に気づき、主体的に関わり、解決していく力を育むことが大切であり、学校や社会福祉協議会、地域の関係機関・団体等が協働して、福祉体験学習を推進するとともに、これらの団体間のネットワークを構築します。

施策① 福祉教育・人権教育の推進

学校における福祉教育を推進するとともに、幅広い世代が地域において学び、地域への愛着心の醸成や地域の課題や展望を意識することができる機会づくりを進めます。

具体的取り組み		
〔自助・互助〕 住民、地域、関係団体の役割	〔共 助〕 市社会福祉協議会の取り組み	〔公 助〕 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・学習の場への参加や協力 ・教育活動への参加や協力 ・地域活動、ボランティアやふれあいサロン活動等の福祉活動に関する理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉学習や福祉教育関係機関との協議の場づくり ・学校や教育委員会との協力関係づくりと協力校のモデル指定 ・福祉学習や福祉教育プログラムの開発と周知 ・養成講座修了者等の福祉学習サポーターとしての活用 ・メディアを活用した情報発信機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の啓発 ・福祉学習や福祉教育の開催への支援 ・福祉学習や福祉教育に関する情報提供



福祉教育

子どもたちの福祉の学びを支援する取り組みと、住民主体の地域福祉を進める取り組みという2つの視点がある。

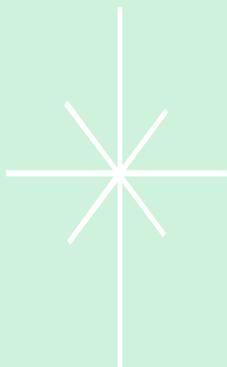
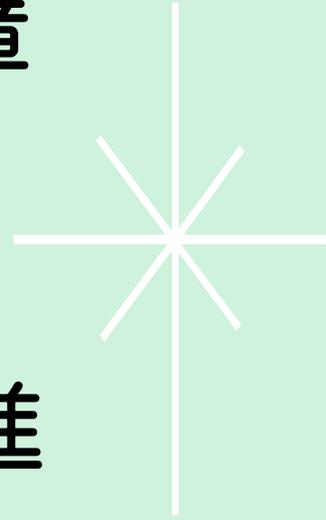
施策② 福祉問題等を学ぶ機会の提供

より多くの市民が福祉問題を身近なものと捉え、関心を持つきっかけとして、福祉に関する現状や課題について、情報交換や話し合いをする機会、市民の主体的な学習機会を促進します。

具体的取り組み		
[自助・互助] 住民、地域、関係団体の役割	[共 助] 市社会福祉協議会の取り組み	[公 助] 市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・町内や自治会で福祉課題を話し合う場づくりと組織づくり ・各団体における研修やワークショップの開催 ・防災と地域福祉の関連の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の研修等開催の支援 ・地区社協連絡会議、福祉員民生委員合同研修会等での課題提起 ・「住民ふくし座談会」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の開催への支援 ・「住民ふくし座談会」の開催への支援

第 5 章

計画の推進



1. 計画の推進体制

(1) 市民との協働

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針であることから、本計画の推進を図るためには、行政及び社会福祉協議会と、市民、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、区、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等とが協働のもと、推進体制を整備し、各事業の実施状況を把握・評価しながら推進してまいります。

(2) 市と社会福祉協議会との連携

この計画は市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に定めた計画であることから、推進に際しても、市と社会福祉協議会が緊密に連携しながら、地域福祉の取り組みを進めていきます。

(3) 計画の進行管理

この計画は、健康福祉施策に関わる個別分野の計画に共通する、地域福祉全般に関わる理念や基本方針を定めた計画であり、推進に際しては、社会福祉協議会をはじめ、市の関係各部署が連携し、同一の方向性を持って進めていくことが必要です。このため、計画の進行管理にあたっては、年度ごとの進捗状況を把握・評価し、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会において定期的に報告することにより、進行管理を行ってまいります。

2. 計画の公表

この計画を推進するためには、市民や関係団体等が計画の内容を知り、行動してもらうことが必要です。このため、広報紙やパンフレット、ホームページ等の媒体を使った広報はもとより、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。

また、計画の点検・評価結果等の進捗状況に関わる情報についても、広く周知するよう努めます。